平成２３年（フ）第４４号
和歌山県西牟婁郡白浜町3247番地の15
債務者　下岡　順子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　一正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第４７８号
熊本市東子飼町３番１号
債務者　村上　弘紀
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　絹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２１１号
埼玉県本庄市中央１丁目６番28号
債務者　長谷見賢治
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１２号
埼玉県本庄市中央１丁目６番28号
債務者　長谷見久子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多野孝彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２９９号
盛岡市東松園１丁目29番４―304号
債務者　大塚　眞一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深瀬　　墾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３７６号
長崎県長崎市京泊１丁目29番18号
債務者　下野　寛子
1　決定年月日時　平成23年８月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒岩　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月24日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９１号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目25番地　ビーライン蓮田Ａ―201号
債務者　章　　元寧
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９２号
埼玉県蓮田市西新宿３丁目25番地　ビーライン蓮田Ａ―201号
債務者　引地　郁子
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾崎　浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３４３号
函館市柏木町１番54号
債務者　齊藤　欣一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３４７号
北海道二海郡八雲町東野219番地９
債務者　奥平　英城
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２１号
岩手県宮古市中里団地２番205号　市営住宅
債務者　佐々木彰裕
1　決定年月日時　平成23年８月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第９４４号
埼玉県川口市弥平１丁目11番13―106号　イルパラッツォ106号、旧住所東京都足立区入谷２丁目２番17―203号
債務者　利根川彰夫
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
愛知県豊田市井上町10丁目164番地　センシアサナゲＤ５号、旧住所名古屋市名東区石が根町27番地　メゾン石が根Ａ棟101号
債務者　伯耆田麻未
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９１号
兵庫県姫路市花田町小川516番地１　市営上野住宅６棟18号
債務者　巽　　卓也
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２３号
兵庫県姫路市日出町３丁目24番地12　県営日出第２住宅１号棟404号
債務者　西川　秀樹（旧姓柴）
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２８号
兵庫県高砂市北浜町西浜1208番地の61
債務者　山里　雅信
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４２９号
兵庫県加古川市野口町長砂411　フェリーチェⅡ―202号室、住民票上の住所神戸市東灘区北青木３丁目13番10―307号
債務者　徳永　明宏
1　決定年月日時　平成23年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部